

平成29年第4回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成29年3月28日(火) 午後3時00分～午後3時43分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	山岸 伸雄
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	湯佐 茂雄
	給食センター所長	妹尾 真
	図書館長	林 隆則
	総務係長	白坂 博司
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭

4 議 事

議案第14号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則

議案第15号 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則

議案第16号 幕別町修学旅行費支援事業実施要綱

議案第17号 学校職員の解職の内申について

議案第18号 平成29年4月1日付一般教職員人事異動の内申について

議案第19号 平成29年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第20号 幕別町教育委員会事務職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第3回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(山岸 伸雄) 平成29年第1回定例会一般質問についてご説明申し上げます。

平成29年第1回定例会につきましては、平成29年3月2日から平成29年3月17日までの16日間にわたり議会が開催されました。その間、3月8日、9日に一般質問がございまして、一般質問の総数としては10の方が質問を行いました。教育委員会関係分といたしましては、2人の方から質問をいただきましたので、その内容についてご説明いたします。

はじめに、通告順5番板垣議員からでございます。質問の内容といたしましては、子どもの貧困対策をということで学校給食費の無償化を行っていただきたいという趣旨のご質問でございます。これに対しまして、教育長より別添のとおり答弁をしておりますが、趣旨につきましては、現在、町内の全小中学校、わかば幼稚園、幕別幼稚園、へき地保育所、及び中札内高等養護学校幕別分校に対し、1日平均でございますが2千670食の給食を提供しているところでございます。給食センターにつきましては、運営経費は学校給食法の定めるところによりまして、人件費をはじめ施設設備にかかる費用は、町が負担いたしまして、食材費等は給食費として保護者に負担いただいているのが現状でございます。

昨今におきましては、社会の構造等の問題によって経済格差が拡大している課題がございまして、給食費について無償化という部分の「給食を社会保障費と捉え、社会全体で給食費の費用を負担すべき」につきましては、学校給食法に基づく本来の目的に外れるものであり、別途社会全体として検討しなければならないという答弁でございます。

現在、給食を無償で提供している自治体は55自治体あり、管内においても、陸別町、足寄町、浦幌町において実施しております。しかしながら、この自治体の多くは社会保障費ではなく、定住化対策や子育て支援対策の一つとして実施しているとお聞きしております。

幕別町においては、これまでも給食費については、地場産品の活用を図るため、一食8円を町で負担しているところであり、実質給食費の一部について負担の軽減を図られていると考えております。

また社会保障全般の義務教育に係る保護者負担の経済的な軽減を図るため、修学旅行費に係る費用の軽減や、就学援助等により支援を行ってまいりたいと考えており、給食費相当分について無償化を行うということは、現在のところ考えていないということで答弁を終えております。

続きまして通告順6番小田議員からは中学校部活動による教員・生徒の負担に対する軽減策をということで二点質問がございました。

1点は本町における部活動による教員・生徒の過重な負担についてどのように捉えているかという点、もう1点が今後の軽減策と部活動のあり方についての考えはということのご質問でございます。

中学校部活動による教員・生徒の負担に対する軽減策をということでございますが、部活動は、自主性、協調性、責任感、連帯感を育んだり、お互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるなど、学級や学年を離れて、仲間や指導者と密接にふれあうことにより、学級内とは異なる人間関係の形成の面では効果があるものと認識しております。

しかしながら、近年、部活動による教員の練習・引率等の増加や、生徒の指導に対するニーズの高度化・専門化による顧問や指導者の不足、勤務日及び休日における部活動従事時間の増加など、部活動の指導に携わる教員の負担が過重になっている問題も生じていると認識しております。

そのような中、教員・生徒の過重な負担についてどのように捉えているかについてでございます。捉えている学級については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する質問紙調査がございます。その調査の中で部活動に関して、学校の決まりとしての部活動の休養日の設定や、土日の休養日の設定などについても、調査がされたところでありますが、学校の決まりとしての部活動の休養日は、全学校において週に1日設けており、土日の休養日につきましては、月に1回設けている学校が1校、月に4回以上設けている学校が1校、設けていない学校が3校という結果になっております。

そういう面では、休日等が十分に取れないという面での負担増になっていると考えております。また、生徒においても好成績を求め、練習に熱が入り過ぎ部活動の時間が長くなることや、土日に開催される大会等のため休養日がなく家庭学習の時間確保が難しく、睡眠不足等による集中力低下に伴う学力の低下を懸念されているところであります。

今後においては、生徒の健康管理や生活習慣には十分配慮し、休養日を設けるなど、1日の活動時間などについて、生徒の学習の妨げとなることのないよう配慮し、可能な限り複数顧問制をとるなどの工夫に努めたいという答弁になっております。

次に、今後の軽減策と部活動のあり方についての考えについてでございますが、本年1月6日付けで文部科学省とスポーツ省からの通知を受け、北海道教育委員会から「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」として、通知がございました。教育委員会といたしましては①～④の4点について学校に通知し指導しているところであります。

また、部活動の外部指導者において、中学校学習指導要領に「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」と明記されているところでありますが、学校教育法第37条第11項において、「教諭は、児童の教育をつかさどる」という規定がございます。その規定が故に、部活動も教員の本務の一環であるとされ、現状においては、外部指導者は、教員の補佐役という立場であり、大会等への単独での引率や指導ができない状況であります。

文部科学省においては、「部活動指導員」として、単独や引率や指導ができるよう、法制化すべき学校教育法の規則を改正するとなっておりますことから、今後もその規則の改正等に目を配っていかねばならないと考えております。

また、スポーツ庁においては、平成29年度末を目途に部活動の適切な練習時間や休養日の設定の考え方をまとめた、ガイドラインを策定する方針であり、これらを含め、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

しかしながら、一部では、ゆきすぎた結果至上主義に偏っている現状もあり、部活動の本来の意義などについて、保護者や地域住民の理解を得ることも重要であると考えております。

このことから、部活動の指導については、教員の負担の軽減や外部指導者の活用も含めて、研究をしていかなければならないということで答弁をしているところであります。

以上、2人の方から学校教育関係のご質問があり、教育長から3月8日、9日、教育委員会分としては3月8日でございますけれども答弁しているところであります。以上でございます。

田村教育長 ただ今の事務報告につきまして何かご質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑がないようですので、議件に入らせていただきます。

日程第5、議案第14号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） それでは議案第14号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。議案書の3ページ、また別冊で御用意をさせていただいております議案説明資料第14号をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、平成18年3月13日付けで北海道教育委員会から発出されました人事異動に係る辞令書の見直しについての一部改正がこの度行われ、平成29年4月1日付けで行われます人事異動の発令通知を発令日の前日に移動前の所属において行うこととされたことによりまして、異動、所謂赴任するということが人事異動日前に可能とされたこととございます。このことから本町におきましても、町立学校職員の給与負担者である教育委員会と同様の取扱いをするため、今回、幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則を改正するものでございます。

議案説明資料をご覧くださいと思いますが、今回改正いたします内容につきましては、学校管理規則第26条に規定をされています校長の移動に伴う事務の引継についても、現行の辞令を受けたときから、発令の通知を受けたときに出来るよう改正を行うものであります。

現行の第26条第1項の文中にあります、退職、退任等の辞令を受けたときというのを、今後は第26条転任、休職、退職等の場合に改めるというものであります。

議案書の3ページにお戻りいただきたいと思いますが、附則についてでございますが、この規則については、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第14号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第14号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第6、議案第15号幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） それでは続いて、議案第15号幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。議案書の4ページ、また別冊でご用意をさせていただいております議案説明資料第14号をご覧くださいと思います。

本規則につきましては、平成27年4月の全文改正に伴いまして、当時の高校3年生と2年生の生徒が旧規則の経過措置の対象とされていたところではありますが、平成28年度をもちまして該当となっております生徒が卒業いたしましたことから、経過措置の対象者がいなくなるという点におきまして、本規則に関わります申請様式の改正をするものでございます。

別冊の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、今回改正いたしますものは申請に関わります様式第1号であります。その現在使用しております左側の現行様式につきましては、アンダーラインで示させていただいております①の平成26年度の奨学資金の認定について、認定された、認定されていない、の項目の部分削除いたしまして、②を①に、③を②に、④を③に改めるものでございます。

議案書の5ページをご覧くださいと思いますが、附則につきましては、この規則は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第15号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第15号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第7、議案第16号幕別町修学旅行費支援事業実施要綱について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) 続きまして、議案第16号幕別町修学旅行費支援事業実施要綱について、ご説明を申し上げます。議案書の6ページをご覧くださいと思います

本支援事業につきましては、義務教育期間におけます保護者等の負担軽減を図ることを目的に、中学校の修学旅行に係る経費の一部を、平成29年度から補助するため、要綱を制定するものであります。

要綱の内容といたしましては、第1条の目的であります、義務教育機関における保護者等の負担軽減を図ることを目的に、中学校の修学旅行に係る経費の一部を、補助するものでございます。

第2条の補助を受ける者であります、補助を受ける者は、町内の中学校に在籍し、修学旅行に参加する生徒の保護者等とするものであります、就学援助運用要綱に規定する要保護者及び準要保護者につきましては、別途修学援助費から全額支給されますことから、補助の対象外とするものでございます。

第3条の補助対象となる費用であります、補助対象となる費用は、修学旅行を実施する中学校又は修学旅行の手配等を担う旅行会社が保護者等から一律に徴収する修学旅行に係る費用として、1人あたりの費用は、7万円を限度とするものでございます。

また、第2項では、修学旅行に参加予定であった生徒が、体調不良や冠婚葬祭等の理由で参加ができなくなった場合、発生するキャンセル料を修学旅行の費用とし、補助するものでございます。

第4条の補助金額であります、補助金額は、就学旅行に係る費用の2分の1とするものでありますけれども、第2項では、特別支援教育修学奨励費補助金の受給対象者については、受給した補助金額を除いた額の2分の1を補助する規定であります。

第5条の補助の交付事務等の委任であります、本補助金の交付事務等については、各中学校長に委任し、事務処理を行うものであります。

第6条の実施計画書の提出でありますけれども、実施計画書の提出については、各中学校長は、修学旅行を実施する10日前までに、計画書を提出しなければならないとさせていただきます。

第7条の支給方法であります、補助金の支給方法については、修学旅行の実施計画書の提出後、内容を審査し、各中学校長へ補助金を支給するものでございます。

第8条の実施報告書の提出であります、実施報告書の提出については、各中学校長は、修学旅行を実施したのち、速やかに報告書を提出しなければならないものとするものであります。

第9条の補助の精算であります、補助の精算については、修学旅行の実施報告書の提出後、内容を審査したうえで、差額の支給や返還等、補助金の精算をするものでございます。

第10条のその他であります、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものと規定するものであります。

最後に、附則につきましては、この規則は、平成29年4月1日から施行するものであります。

なお、議案書の8ページから11ページにかけては、実施計画書及び実施報告書の様式となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

瀧本委員 今まで修学旅行について学校の報告を受けていたのでしょうか。それとも補助金が発生することによって報告を受けることになったのでしょうか。

学校教育課長(高橋 修二) 過去については補助金がなかったので、各学校の行事として報告を

受けていました。今後につきましては、実施前には計画書を提出していただき、修学旅行実施後には報告書を提出していただきます。

瀧本委員 補助対象となる1人あたりの費用は7万円が限度となっていますが、実際各学校でどのくらいの幅があるのでしょうか。

学校教育課長(高橋 修二) 平成28年度の結果でいたしますと、修学旅行費にかかる経費として、1人あたり幕別中学校では5万9千185円、札内中学校においては1人あたり7万3千795円、札内東中学校については1人あたり6万630円、忠類中学校については1人あたり6万7千710円という状況です。4つの学校を平均しますと、6万5千330円となっております。糠内中学校については、人数が少ないということで複式ということもございまして、隔年で修学旅行に行っている状況でありまして、平成28年度は糠内中学校においては修学旅行は無かったのですが、平成27年度では6万7千900円となっております。上限の7万円を超えているのは札内中学校のみとなっております。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第16号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第16号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第8、議案第17号学校職員の解職の内申についてから、日程第11、議案第20号幕別町教育委員会事務職員の任免につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

そのほかに何かございませんか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第4回教育委員会会議を閉じます。